

# 生物多様性国家戦略の改定について

## 1. 改定の背景等

- ・ 現行の生物多様性国家戦略は、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）に基づき、平成 22 年 3 月に閣議決定されている。
- ・ 下記背景等を踏まえ、平成 24 年 10 月にインドで開催される生物多様性条約第 11 回締約国会議（COP11）に間に合うよう、平成 24 年 9 月の閣議決定を目指して見直し作業を実施中。

- ① 現行の生物多様性国家戦略の計画期間は、概ね平成 24 年度までとされていること
- ② COP10 において採択された愛知目標において「2015 年までに、各締約国が、効果的で参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している（目標 17）」ことが盛り込まれるなど、COP10 の成果を踏まえた見直しが求められていること

## 2. 次期国家戦略の作業方針

### ① 愛知目標の達成に向けたロードマップの提示

- ・ 生物多様性の状況や取組の優先度等に応じた国別目標を設定し、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示す。
- ・ 目標の達成状況を測るための指標についても検討する。

### ② 生物多様性地域戦略の指針となるべき事項の具体的提示

- ・ 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、生物多様性地域戦略の策定に努めることとされているが、策定済みの自治体は 18 都道府県 14 市 2 町 1 区に留まっている。このため、生物多様性国家戦略において生物多様性地域戦略の策定に向けた指針を具体的に示し、生物多様性地域戦略の策定と同戦略に基づくボトムアップ型の取組を促進する。

### ③ わかりやすさ、読みやすさの工夫

- ・ 必要に応じて構成を見直すとともに、わかりやすく、読みやすいものとする。

## 生物多様性国家戦略の変更に係るスケジュール（予定）

- 1月27日 関係省庁連絡会議
- 2月 9日 中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会  
（国家戦略の変更に係る諮問等）
- 3月～6月 中央環境審議会生物多様性国家戦略小委員会  
（国家戦略変更案に係る検討等）

- 第1回小委員会（3月16日（金））
  - ・検討の進め方
  - ・各省施策ヒアリング
- 第2回小委員会（4月12日（木））
  - ・関係団体ヒアリング
  - ・次期国家戦略において検討すべき事項
- 第3回小委員会（4月23日（月））
  - ・次期国家戦略における論点の検討
- 第4回小委員会（5月14日（月））
  - ・次期国家戦略（素案骨子）の検討
- 第5回小委員会（5月31日（木））
  - ・次期国家戦略（素案）の検討
- 第6回小委員会（6月11日（月））
  - ・次期国家戦略（案）の検討
- 第7回小委員会（6月26日（火））
  - ・次期国家戦略（案）の検討

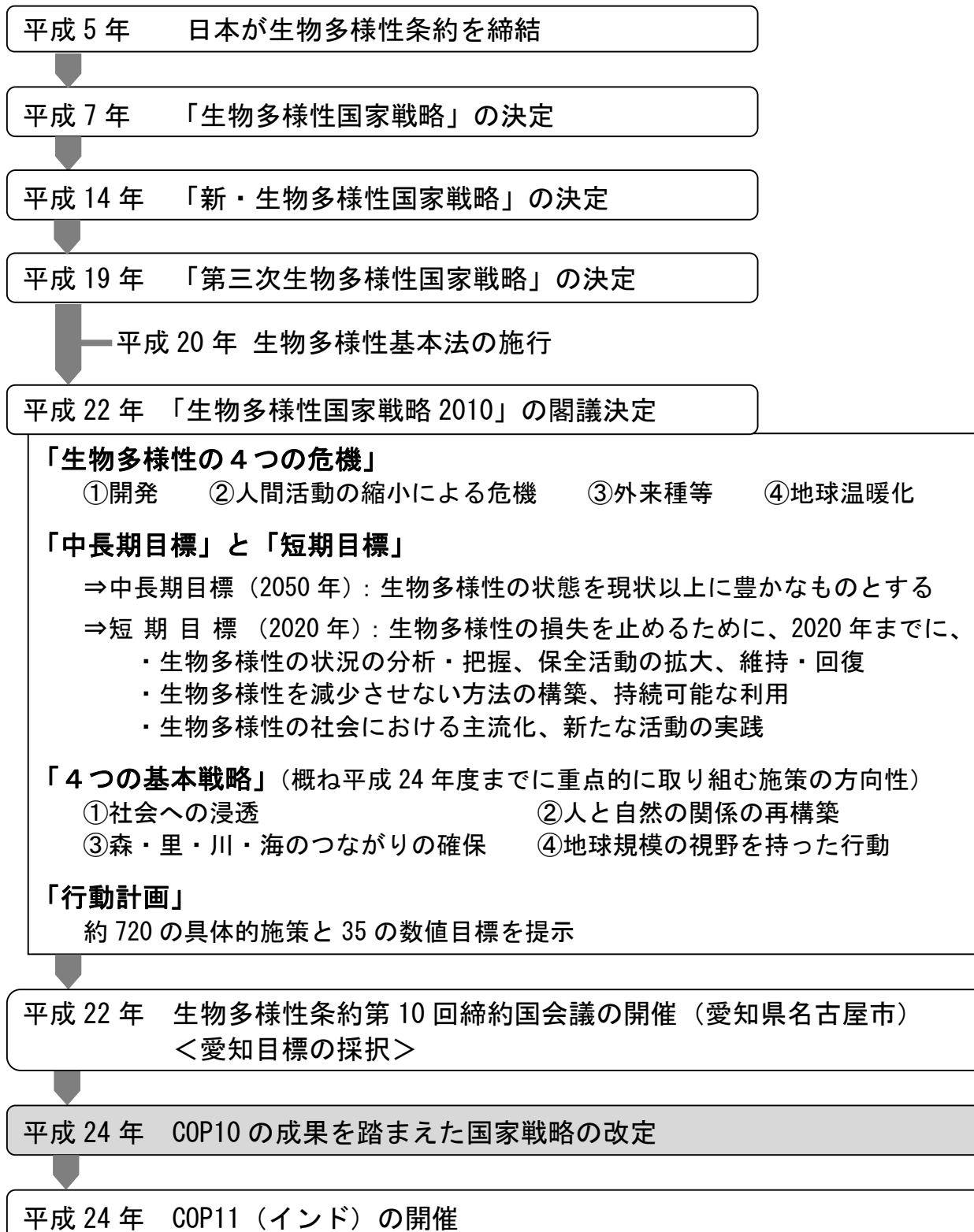
- 7月 パブリックコメントの実施（1ヶ月）及び結果整理
- 8月～9月 中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会  
（次期国家戦略の案の検討、答申）
- 関係省庁連絡会議
- 閣議決定
- 10月 生物多様性条約第11回締約国会議（COP11）  
（於：インド・ハイデラバード）

# 1. 生物多様性国家戦略

## (1) 概要

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画として、生物多様性条約及び生物多様性基本法（平成 20 年施行）に基づき策定

## (2) 経緯



## 2. 愛知目標

### 戦略目標A. 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処

- 目標 1 : 生物多様性の価値と行動の認識
- 目標 2 : 生物多様性の価値を国・地方の計画に統合、国家勘定・報告制度に組込
- 目標 3 : 有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用
- 目標 4 : 持続可能な生産・消費計画の実施

### 戦略目標B. 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進

- 目標 5 : 森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少
- 目標 6 : 水産資源を持続的に漁獲
- 目標 7 : 農業・養殖業・林業を持続可能に管理
- 目標 8 : 汚染を有害でない水準へ
- 目標 9 : 侵略的外来種の制御・根絶
- 目標 10 : 脆弱な生態系への悪影響の最小化

### 戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善

- 目標 11 : 陸域の 17%、海域の 10%を保護地域等へ
- 目標 12 : 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止
- 目標 13 : 作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化

### 戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化

- 目標 14 : 自然の恵みの提供・回復・保全
- 目標 15 : 劣化した生態系の 15%以上の回復を 通じ気候変動緩和・適応に貢献
- 目標 16 : ABS に関する名古屋議定書の施行・運用

### 戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化

- 目標 17 : 国家戦略の策定・実施
- 目標 18 : 伝統的知識の尊重・主流化
- 目標 19 : 関連知識・科学技術の改善
- 目標 20 : 資金資源を顕著に増加